

社会福祉法人北山村社会福祉協議会 報酬及び旅費費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北山村社会福祉協議会に属する役員等の報酬及び旅費費用弁償を定めることを目的とする。

(旅費費用弁償の額)

第2条 村内における旅費費用弁償の額は、別表第1による。

(旅費費用弁償)

第3条 前第1条の職にある者が村外における会議等へ出席した場合は、北山村社会福祉協議会事務所より会議等の開催地までの交通費（バス料金）実費を支払うこととし、交通機関の存在しない区間については、1kmにつき30円を加算することとする。

2 職務のため出張するときは、別表第2によりその費用を弁償する。

ただし、日当と旅費費用弁償は重複して支払うことができない。

(会長報酬)

第4条 会長に対する月額報酬は次の額を支給する。但し別表第1は支給しない。

会長月額 60,000円

2 月途中で会長が辞任等した場合、新たに選任された会長に1ヶ月あたりの報酬額を日割りで計算し、会長及び新たに選任された会長に支給する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は公告の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から適用する。

但し第4条 会長報酬は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1

区分	理事、監事、評議員、心配ごと相談員、評議員選任・解任委員		
旅費費用弁償	2.0km未満	3,000円	
	出席1日につき 2.0km～4.0km未満	3,200円	
	4.0km以上	3,400円	

別表第2

区分	鉄道・船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊賃
県内	鉄道運賃に座席指定料金及び特急料金を加算	特に必要と認めたとき普通運賃 実費	実費	6,600円	9,000円
県外			〃	6,600円	13,000円

1 「県内」の区域には、奈良県、三重県の区域を含めるものとする。

2 日帰り出張の場合の日当は、この表で定める額に職員旅費規程により支給する。